

大町市告示第106号

大町市ケーブルテレビ広告掲載要領

(趣旨)

第1 この要領は、大町市広告掲載要綱（平成21年告示第19号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、大町市ケーブルテレビが行う業務に広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載者の資格)

第2 広告の掲載をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業を営む法人又は個人であつて、市民税等を滞納していない者
- (2) 非営利団体であつて市長が認めた者

(広告の規格)

第3 掲載する広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 動画放送 1回30秒以内
- (2) 文字放送 1回200文字以内

(広告の掲載期間等)

第4 広告の掲載期間は7日間とする。

- 2 掲載期間内に、市の都合により放送を停止したとき、又は広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、継続して掲載できなかつた日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長を行わない。

(広告掲載希望者の募集)

第5 市長は、自主放送番組等により広告掲載希望者を募集するものとする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、必要と認める者に広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申請)

第6 申請者は、ケーブルテレビ広告掲載申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第2第2号に規定する者に係る申請にあつては、第2号から第4号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 映像を収録した媒体又は文字放送の電子データ及び印刷物
- (2) 大町市に納税義務がある場合にあつては、申請日における直近の市民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書
- (3) 大町市に納税義務がない場合にあつては、消費税及び地方消費税において、3

月以内に発行された納税証明書（その3）

(4) 事業の種類が、資格又は免許等を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に規定する書類の作成等の費用は、申請者の負担とする。

(広告掲載の決定)

第7 市長は、第6の申請書の提出があつたときは、要綱第10に規定する大町市広告審査委員会（以下「委員会」という。）による審査を経て、掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、掲載の可否を決定したときは、ケーブルテレビ放送広告掲載決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(広告の掲載料)

第8 広告の掲載料は、次の表のとおりとする。

市内に住所又は事業所を有するもの	動画放送	3,000円
	文字放送	1,000円
上記以外のもの	動画放送	5,000円
	文字放送	3,000円

(広告掲載料の還付)

第9 第4第2項の規定により広告掲載ができなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合は、広告掲載料を還付するものとする。

2 還付の額は、掲載期間に応じて納付された広告掲載料に、広告を掲載できなかった日数を乗じて、掲載期間の日数で除した額とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、掲載できないことによる損失は補償しない。

(広告掲載の取下げ)

第10 広告主は、自己の都合により、掲載中又は掲載予定の広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により、広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(広告主の責任)

第11 掲載する広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第12 市長は、広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合には広告の掲載を取り消すことができる。

(委任)

第13 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。